

水洗便所改造資金融資あっせん申請手続きの流れ

水洗便所改造資金融資あっせん申請書（様式第1号）を市下水道課へ提出

※公共料金等に未納がないか審査します。

融資あっせん決定通知書がお手元に届きます。

※申請にはこの決定通知書のほかにも必要な書類がありますので、**お客様が借入を予定している金融機関へお問い合わせください。**

金融機関へ借入申込

※融資あっせん決定通知書は必ず必要になります。

審 査

※金融機関にて融資の審査をします。

※**審査結果の連絡があるまで工事着手できませんので、ご注意ください。連絡前に工事に着手してしまうと融資が受けられなくなります。**

審 査 結 果 通 知

※金融機関から、お客様に直接電話にて連絡が入ります。

着 工

※**お客様より施工業者あて「工事着工」の旨を連絡してください。**

工 事 完 了

検 査

※市下水道課が工事完了後の検査を行います。

検 査 合 格

※市下水道課から金融機関へ検査合格の報告をいたします。
※お客様には金融機関から最終契約手続の連絡が入ります。

金融機関にて契約手続

※**必要書類は金融機関へご確認ください。**

ご 融 資 ・ 振 込 み

返 済 開 始

問い合わせ先
日光市上下水道部下水道課
TEL 21-5150